

平成24年門真市教育委員会第12回定例会

開催日時 平成24年12月27日（木） 午後1時30分

開催場所 市役所第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名  |
| 日程第2 | 会期の決定   |
| 日程第3 | 承認第8号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(平成24年度教育費補正予算の見積り申出について) |
| 日程第4 | 議案第47号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則<br>の一部改正について           |
| 日程第5 | 議案第48号 門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正につい<br>て                   |
| 日程第6 | 議案第49号 平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調<br>査）の参加について          |
| 日程第7 | 諸報告   |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

教育次長	柏木 廉夫
学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	西口 孝
生涯学習部次長	渡辺 勤
学校教育部総括参事	中野 旬史

学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	苗代 敏男
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	岩佐 美奈子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	満永 誠一
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

長澤委員長      開会宣告      午後 1 時31分

日程第 1                      会議録署名委員の指名

長澤委員長より 藤原 定壽 委員を指名

日程第 2                      会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3                      承認第 8 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成24年度教育費補正予算の見積り申出について)

臨時代理による事務処理の承認について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書の 2 ページから 3 ページをお願い致します。

今回の補正は、国の経済対策を活用し、通常財源措置に比べ、有利な条件で事業展開が図られることから、来年度に予定しております五月田小学校校舎等大規模改造工事及び第二中学校給食棟建替工事に係る予算を今年度に前倒しいたしたく、予算の追加を行うものであります。

まず、歳出についてであります。

教育費、小学校費、学校管理費、6 億5,891 万 8 千円の追加

につきましては、五月田小学校校舎及び屋内運動場の大規模改造工事に伴う工事請負費等であります。

次に教育費、中学校費、学校管理費、3億1,775万5千円の追加につきましては、第二中学校給食棟建替工事に伴う工事請負費等であります。

次に、歳入についてであります。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金、1億1,597万1千円につきましては、先ほど御説明致しました国の経済対策を活用することに伴う、五月田小学校校舎及び屋内運動場大規模改造事業交付金及び第二中学校給食施設整備事業交付金の追加分であります。

また、市債、市債、教育債、学校教育施設等整備事業債、7億450万円につきましては、五月田小学校校舎及び屋内運動場大規模改造事業債及び第二中学校給食棟整備事業債の追加分であります。

次に、議案書4ページをお願い致します。

債務負担行為補正の追加であります。

市民プラザ指定管理委託としての1億7,776万3千円につきましては、市立門真市民プラザの指定管理者を指定するにあたり、平成24年度から平成27年度までの期間、指定管理料を確保しておく必要があることから、債務負担の設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正の変更でございます。

青少年活動センター空調設備整備事業についてでございますが、整備工事にかかる仕様の一部変更並びに消費増税により、1,852万5千円に変更するものでございます。

藤原委員長職務代理者： 4ページの青少年活動センター空調設備事業について、平成24年度から37年度までの13年もの大きな期間であるが、なぜ13年間なのか。

脊戸地域教育文化課長： 債務負担行為の増額ということをお願いしております青少年活動センター空調設備整備事業でございますが、これは空調設備の電気料金が、基本料金と電力量料金の合計で表わすことから、前者の根拠となります最大需要電力すなわちデマンド値が一度でも大きな値がでると、1年間そのデマンド値が適用され基本料金が増えてまいります。

これを常時監視して電気料金の抑制につながるデマンド監視システムを設置しようとするため、月々の料金が上乗せされるため増額をお願いするものでございます。

なお、37年までの長期契約となっておりますのは、リースとしての契約であるためでございます。

[全委員異議なく、議決]

#### 日程第 4

#### 議案第47号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、苗代学校教育課長が次のように説明した。

議案書 5 ページからでございます。

今回の改正につきましては、門真市の住居表示の変更に伴い、二島小学校の通学区域の表示を一部変更するものでございます。

改正の内容といたしましては、6 ページにございます。

改正後のみ、読ませていただきます。

別表第 1、小学校区、学校名二島小学校、通学区域下八箇荘水路以西の大字三ツ島、三ツ島 1 丁目から 3 丁目まで、大字蕨島、大字桑才、大字三番、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南）、東田町。

第七中学校の通学区域につきましては、二島小学校校区と記載されておりますので、改正はございません。

[全委員異議なく、議決]

#### 日程第 5

#### 議案第48号 門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について

門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。

議案書 7 ページからでございます。

今回の一部改正は、門真市暴力団排除条例の施行に伴い、門真市立文化会館等の公の施設における暴力団の排除の実効性を

担保するため、門真市立文化会館条例施行規則、同公民館条例施行規則、同小・中学校施設設備使用条例施行規則、同青少年運動広場条例施行規則、同テニスコート条例施行規則、門真市教育センター条例施行規則、門真市民文化会館条例施行規則、門真市立市民交流会館条例施行規則、同旧第六中学校運動広場条例施行規則及び同門真市民プラザ条例施行規則の申請書等の改正を行うとともに、所要の字句整備をいたすものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

第1条門真市立文化会館条例施行規則におきましては、同規則第10条及び第11条の所要の字句整備を行うとともに、様式第1号に、氏名のふりがな、生年月日及び暴力団の排除を図るための確認事項を追加し、併せて様式第1号、第2号、第3号及び第4号を所要の字句整備を行うものでございます。

議案書17ページをご覧ください。

第2条門真市立公民館条例施行規則におきましては、同規則第12条の所要の字句整備を行うとともに様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書20ページをご覧ください。

第3条門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則におきましては、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するとともに、併せて様式第1号、2号、3号及び4号におきまして所要の字句整備を行うものでございます。

議案書29ページをご覧ください。

第4条門真市立青少年運動広場条例施行規則におきましては、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書32ページをご覧ください。

第5条門真市立テニスコート条例施行規則におきましても、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書35ページをご覧ください。

第6条門真市教育センター条例施行規則におきましても、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書38ページをご覧ください。

第7条門真市民文化会館条例施行規則におきましては、同規

則様式第1号及び第3号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書45ページをご覧ください。

第8条門真市立市民交流会館条例施行規則におきましても、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加し、併せて所要の字句整備を行うものでございます。

議案書48ページをご覧ください。

第9条門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則におきましても、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

議案書51ページをご覧ください。

第10条門真市立門真市民プラザ条例施行規則におきましても、同規則様式第1号に暴力団の排除を図るための事項を同様に追加するものでございます。

なお、附則第1項におきまして、本規則は公布の日から施行するとともに、附則第2項におきまして、この規則の施行の際、現に改正前の同規則の様式により提出されている申請書は、改正後の同規則の様式により提出されたものとみなすものでございます。

[全委員異議なく、議決]

## 日程第6

議案第49号 平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の参加について

平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の参加について、満永教育センター長が次のように説明した。

議案書55ページからでございます。

平成25年4月24日に実施される平成25年度全国学力・学習状況調査につきましては、56ページからの実施要領に基づき実施されます。

(I)の「調査の目的」でございますが、読み上げさせていただきます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立

する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。ということが目的でございます。

(Ⅲ)記載のとおり、本調査は、本体調査、経年変化分析調査、保護者に対する調査、及び教育委員会に対する調査により構成されます。今年度までは本体調査を抽出で行っていましたが、来年度は全国の全小中学校が対象となること、経年変化分析調査や保護者・教育委員会に対する調査が加わりましたので、『きめ細かい調査』という名称になっているとのことです。

本体調査につきましては、小・中学校における対象学年、すなわち小6・中3の全児童生徒を対象とした悉皆調査でございます。

教科は、国語および算数・数学でございます。また、例年通り、児童・生徒及び学校への質問紙調査も含まれます。

続いて、経年変化分析調査につきましては、62ページの(V)に記載されておりますとおり、文部科学省が抽出した小・中学校における対象学年の全児童生徒を対象とした抽出調査でございますが、これは初めて行われるものです。

過去に課題のあった問題等をもとに、同一問題からなる調査問題を作成して、その経年の変化を把握、分析するための調査となっておりますが、これは抽出であり、実施時期は平成25年5月13日(月)から6月28日(金)の期間中で、調査対象に選ばれた学校が実施可能な日時とするとのことです。なお、抽出校につきましては、文科省から府教委をとおして、市教育委員会に連絡があるとのことですが、本市の学校が対照とならない場合もございます。

次に、保護者に対する調査につきましては、65ページ(VI)に記載されております。これも今回が初めての試みであり、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等の調査を実施して、家庭状況と児童生徒の学力等について分析することを目的としております。経年変化調査と同様に、文部科学省が抽出した学校において、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象とした抽出調査でございます。実施時期は4月末から5月にかけてとのことですが、抽出校につきましては、文科省から府教委をとおして、市教育委員会に連絡があるとのことですが、これも本市の学校が対称とならない場合もあります。

最後に、教育委員会に対する調査につきましては、66ページ(VII)に記載されております。国が実施する教育施策の検証や、

効果のある教育施策の把握、分析等を行うため、各教育委員会の教育施策の実施状況等に関する調査を実施するものであり、対象は参加市町村すべての教育委員会であり、実施時期は4月末から5月にかけてとのことです。

以上が、きめ細かい調査の概要でございますが、本市におきましても、学力向上に係る取組を一層進めるため、本調査に参加して、提供される調査結果を、本市教育施策に反映し、各学校においても学力向上の取組に効果的に活用してまいりたいと考えております。

桜井委員： 根本的な質問になるが、国連・子どもの権利委員会において、日本の子どもの学力状況について、昨年6月に勧告に近い件が出ている。非常に競争的な状況が子どものいじめや不登校、自殺を生んでいる。そのために日本の国内では全国学力テストのことを意図して国連は制度改正を求める勧告を出しているようだ。それを考えたときに子どもの最善の利益にとって全国学力テストはどの様な良いことがあるのかと考えるが、子どもの利益としてはどの様に考えるのか。

満永教育センター長： 結果につきましては、個票も返却されますので、どこに課題があるかを子どもが自分自身で見て、自分自身で解決していくための一つの手立てになるのではないかと考えております。さらに各学校におきましては、これまでの指導をさらに改善していくための指標になるであろうと考えております。

桜井委員： 子どもたちの状況は学力や学校の中の問題というよりはむしろ外に出てからの社会への不適応や仕事が無いなどの状況に置かれている。だから大阪は大変苦しい状況にある。しかし、学校の中や学力で乗り越えるには限界があると思われる。にもかかわらず学力の課題、手立てというところで頑張るのかどうかに関して意見がある。それから学校自体にも全国学力学習状況調査を取り入れることで、より自己肯定感を高めるような指導の時間が奪われ、大変忙しくなるのではないかと心配になる。

満永教育センター長： 当然そのようにならないように配慮しなければならないと考えております。授業改善、家庭学習改善、生徒指導などにも配慮し、学校生活全般の教育活動の中で子どもを高めていかなければ

ればならないと思っております。たとえば、子ども主体のわかる授業を一層進めるなど、今後とも、子どもたちに自己肯定感を高められるような取組を進めていきたいと考えております。

桜井委員： 先生方の授業や生徒指導を拝見した限りでは、非常にレベルが高いように思われる。多くのしんどい子どもがいる状況で本当にいい仕事をしておられると思っている。その中でさらに学力向上をして自己肯定感を高めることだけを考えたら危ういのではないかと思っている。その子どもの内容が学力にそぐわない時にその子どもの自己肯定につながるような取り組みへの先生方の関わり方が大事なのであって、学力向上に集中しているのでそれらを含めた上でご配慮いただきたい。

藤原委員長職務代理者： 保護者の状況を聞くことが子どもたちの学力向上にどのような影響があるかがわかるのか。親が子どもたちの生活を見て、勉強を家でしなければならぬことを文科省は本当のところ何を思っているのか。市としても来年度からそれをやらなければならぬと必死になっているところではなかったのか。それを再度言うことについては、質問の中身がわからない。

藤井学校教育部長： 従来、この調査の一部として家庭の状況、平均正答率と就学援助率との関係や、前回の調査ではお茶の水女子大学の耳塚教授に委託して追加の調査として、保護者の学歴や色々な物価指標を使った保護者の状況と子どもの成績を統計化され、耳塚教授の調査については「ペアレントクラシー」という名前です。そのような中でそれが文科省の政策にどのくらい反映されているのかはまだはっきりとはわかっておりません。そのような過去の経過から今回においても家庭の状況や格差の問題について一定の配慮をされた調査が保護者の調査、アンケートの中に含まれているのではないかと推察しております。

藤原委員長職務代理者： 子どもたちの能力、学力を高めることを本当に望んでいる保護者がどれくらいいるのか。学校が十分に知っておかないと、学校が行うことが子どもたちに活かされないことになれば大変なことになる。今は大阪府も保護者の学習に対する状況や思いを欠かしている。現時点でそれらを調査する予定はあるのか。

中野学校教育部総括参事： それは授業評価のことを指しているのでしょうか。そうではなく、教員の授業力が、授業を良くしていくためには、子ども側あるいは保護者側の双方向から見て授業の評価を行わなければならない。教員から見て子どもたちが本当に理解しているのかどうかも大切ですが、授業に対して子どもたちあるいは保護者からの意見を聴取する形としております。

藤原委員長職務代理者： 65ページの保護者に対する調査との兼ね合いはどうか。市教委として子どもたちの生活を含めた学力を太くすることについて懸命に考えているが、学校のあり方を問われれば、当然管理力の大切さもあるが、先生方の取り組みを重要視してやっている。保護者が学習指導に対して教師に意見をすることが、教師の批判になってしまうと、学校は耐えられない。それを止めるためには、学校が取り組もうとしていることを保護者にしっかり発信していくことが大事なのではないか。今回のことを適当に済ませてはいけない。教育委員会は調査をしなければならないだろう。大阪府の学力については経年経過を見ても低いとずっと言われている。それらも含めて実施するからにはこれから良い方向に向かうのだと我々がしっかりと思い込むことが大事かと思う。

長澤委員長： どこが調査区になるかは実際に見てみないとわからないので、まず調査がきてから意見等がありましたらお聞かせいただき、機会があれば文科省にも挙げていく形でやっていただければと思います。

磯和委員： 今後は「きめ細かい調査」が毎年来ることになるのか、それとも何年かに一度行うことになるのか。例年全国学力テストは抽出調査だったが、今回は悉皆調査となると次は毎年悉皆である大阪府学力テストがあるが、科目が全く同じではない。今年の「きめ細かい調査」は経年変化の追跡調査がある。一年に最大3回テストを行うとなると、桜井委員が言われたとおりテストに追われるスケジュールになれば非常に具合が悪い。全国学力テストについては、門真市だけ不参加というわけにはいかないようなので、最大年3回のテストを行わなければならないことも含めてどの様に考えているのか。

満永教育センター長： 抽出された学校については経年変化と本体調査の年2回、2教科で行ないます。抽出校の経年変化を見るにあたっては2教科ではなく1教科となります。全国で小学校200校程度、中学校250校程度抽出されます。保護者調査等が同じ学校に重なることのないような配慮はされるであろうと聞いております。

全国学力テストの今後につきましては、現段階では、明らかなことは聞いておりません。大阪府の学力状況調査については、来年度に全国学力学習状況調査がありますので、おそらくないであろうと聞いております。

桜井委員： 大阪府内で全国学力学習状況調査に参加しない市町村はあるのか。

満永教育センター長： 参加申し込みの締切が1月10日になりますので、それ以降にわかるのではないかと思いますが、現段階では確かな状況はわかりません。

長澤委員長： テストの休止について、大阪府内では例があるのか。

満永教育センター長： 大阪府内ではありません。

長澤委員長： 例年この学力学習状況調査については、参加の是非を問う提案内容でしたが、今回ははっきりと参加するという内容で提案いただいておりますので、参加することに対して是が非かの決をとります。

藤原委員長職務代理者： 参加するのはかまわない。それよりもこの学力学習状況調査を見て、現在行っている本市の取り組みをさらに進めるようにしていかなければならない。これは学校、これは教育委員会というようにやることを分けられると学校としてはたまらない。今実施しようとしている良さをもっと示していくことが大事である。

[全委員異議なく、議決]

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 「第30回青少年の主張」の結果について

「第30回青少年の主張」の結果について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

第30回青少年の主張は、青少年が毎日の生活の中で、考えていること、感じていることを自分自身の主張として文章にまとめ、社会に提言・主張することにより、物事に対する正しい考え方や理解力を高めるとともに、国際社会の中で活躍できる、広い視野と創造性をもった青少年を育成することを目的に開催いたしました。

対象は市内在住または在学の小学3年生以上、中学生、高校生及び18歳以下の青少年としております。

本年は、高校生の応募はございませんでしたが、7月1日から9月7日まで受け付けましたところ、小学生1,714人、中学生1,532人の合計3,246人の応募がありました。これは、昨年度の3,265人と比較しましても大差ないものでございました。

選考結果は記載のとおりですが、1次、2次の審査を経まして、小学3・4年生の部3人、小学5・6年生の部6人、中学生の部6人と各々最終選考通過者を決定いたしました。

今月2日日曜日にルミエールホール小ホールで開催されました、「青少年の主張」発表会に臨んだ最終選考通過者は、主題に基づいて自分が多くの人に訴えたい思いを、原稿などをほとんど見ずに、聴衆に思い思いの言葉や伝え方で主張していました。

途中、門真はすはな中学校吹奏楽部によります演奏の後、厳正な審査の結果、小学3・4年生の部では「研究」を発表しました大和田小学校4年の岡野陸さん、小学5・6年生の部では「ぼくの宝物」を発表しました脇田小学校5年生の藤本聖広くん、中学生の部では「私のおじいちゃん」を発表しました平川希望さんが最優秀賞を受賞しました。

最後に、審査委員長を務めていただきました大阪国際大学の建部名誉教授から審査結果の報告があり、各賞の受賞者には、長澤教育委員長から表彰状と盾が贈られ、記念写真の撮影で締めくくりました。

長澤委員長            閉会宣言            午後 2 時13分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 藤原 定壽